

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和8年6月12日

別府警察署長 石角 和久

1 競争入札に付する事項

- (1) 入札件名
別府警察署等の一般廃棄物等収集・運搬及び処分業務委託
- (2) 委託期間
令和8年7月1日から令和11年6月30日まで
(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (3) 委託場所
別 府 警 察 署 (別府市田の湯町13番13号)
別府警察署別府駅交番 (別府市駅前町1949番地の2)
別府警察署南部交番 (別府市浜町195番地18)
別府警察署山の手交番 (別府市大字別府3088番地23)
別府警察署亀川交番 (別府市亀川浜田町16番地9)
別府警察署鉄輪交番 (別府市大字鶴見692番5)
- (4) 予定価格(月額)
61,050円(消費税及び地方消費税額を含む。)

2 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準(物品・役務)による。

3 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次に掲げる要件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格のうち、廃棄物処理業の資格を得ている者であること。
- (3) 別府市における一般廃棄物収集運搬業許可証及び大分県における産業廃棄物収集運搬業及び処分業許可証を有する者。
- (4) この公告の日から後記7に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件の確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (6) 大分県共同利用型電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

システム利用できない場合は、入札説明書「1 入札の方法」に定める手続きによること。

※上記(2)及び(3)の入札参加条件を満たしているか事前に確認する必要があるので、これらを証する書類の写しを、入札参加申請時に添付すること。

4 契約条項を示す日時、場所及び担当する部局

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム上に令和8年6月22日(月)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、後記7に記す再度入札を行うときは再度入札の開札日まで延長する。

担当：別府警察署会計課

〒874-0909 大分県別府市田の湯町13番13号

電話番号 0977-21-2131 内線231

5 大分県共同利用型電子入札システム及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 使用通貨 日本国通貨

6 大分県共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期間等

(1) 入札参加申請期間

この公告の日から令和8年6月22日(月)午後5時まで

(2) 入札金額の入力期間

入札参加承認の日から令和8年6月24日(水)午後5時まで

(3) 入札金額

委託料月額を入力すること。

※見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

(4) 注意事項

大分県共同利用型電子入札システムにおけるICカード(電子証明書)とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了していること。

紙により入札書を提出する場合は、入札説明書「1 入札の方法」に定める手続きにより事前に承認を受け、発注者が指定した日時及び場所に提出するものとする。

7 大分県共同利用型電子入札システムによる開札日時及び方法

(1) 開札日時

令和8年6月26日(金)午後4時

(2) 開札方法

大分県共同利用型電子入札システムによる。

(3) 再度入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札金額の入

力期間、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。

8 入札保証金に関する事項

免除とする。

9 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

10 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、大分県共同利用型電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。

(3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は9号の規定により随意契約を行うものとする。

(4) 最低制限価格は設けない。

11 契約保証金に関する事項

免除とする。

12 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。

この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。

(2) 本業務委託は、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更条項（賃金スライド条項）を適用する契約である。

(3) その他の詳細は、入札説明書による。